

水難救護法第 25 条 2 項の規定による公告

令和 5 年 9 月 1 日付けで、水難救護法（明治 32 年法律第 95 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき漂流物を拾得したのから、その物件の引き渡しを受けましたので、同法第 25 条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告します。

なお、漂流物を所有者に引き渡しますので、心当たりの方は標茶町役場住民課まで申し出てください。

令和 5 年 9 月 6 日

標茶町長 佐藤 吉彦

1 拾得物件および形状寸法

拾得物 漁網

寸法 37.5m×0.85m

2 拾得年月日

令和 5 年 8 月 31 日

3 拾得場所

オソベツ川と鉏路川合流地点から鉏路川沿い数メートル下流

4 その他

公告後 6 ヶ月が経過し、申し出がない場合は、水難救護法第 28 条第 3 項の規定に基づき所有者がないものと認め処分します。

